

「気象警報・交通機関の不通などへの対応」の改定について

2010年7月17日

法政大学第二中・高等学校

* 2010年5月から個別の市町村を対象として警報・注意報が発令されるようになりまし
た。それに合わせて2010年9月から以下のように部分的に修正します。波線の下線部
が訂正された箇所になります。

1. 気象『警報』が出た場合の措置について

梅雨前線の活発化、台風の接近、大雪などにより、**「川崎市」または「神奈川県東部」、または「神奈川県全県」**に、「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」のいずれかの警報（「注意報」ではありません）のうち一つ以上が発令された場合は、災害による事故の発生や交通機関の大幅な乱れが心配されるため下記の措置をとります。

また、神奈川県西部、東京23区西部も含めて、生徒各自の居住地域で局地的に「警報」が発令されている場合は、安全に登校できるかどうかをご家庭で判断し、登校を見合わせる際には学校に保護者の方が連絡してください。なお、後日書面による届け出をすることで、出欠に関しては考慮します。

* いままで対象地区として、「東京23区西部」が入っていましたが今回の改訂からはず
しましたので注意してください。

(1) 警報が発令された場合

- ・ 警報が発令され、それが当日の午前10:00以降も継続している場合は休校とします。
- ・ 登校中に警報が発令された場合は、それを知った時点で安全に十分留意して早急に帰宅の途に就いてください。
- ・ 始業後に警報が発令された場合、あるいは発令の恐れがある場合は、学校として状況判断の上、授業をうち切り休校として、下校の措置をとることがあります。下校の際は安全に十分留意して行動して下さい。

(2) 警報が解除された場合は以下の通りとします。

- ① 午前6:00までに解除された場合は「朝の時間」「0時限」目より授業を行います。
- ② 午前8:00までに解除された場合は3時限目より授業を行います。
- ③ 午前10:00までに解除された場合は5時限目より授業を行います。

* この場合、交通機関の相当の乱れ等が考えられますので十分注意してください。

2. 交通機関の不測の事故への対応について（交通機関のストライキの場合もこれに準ずる）

交通機関が地震や大雨・台風・大雪の災害等によって不通となるときがあります。このような不測の交通機関の不通の場合、学校では混乱による無理な登校を避けるため、下記のような措置をとります。

(1) 東急東横線およびJR南武線のいずれかでも、午前10:00の時点で運休しているときは、当日は休校とします。

(2) 東急東横線とJR南武線の両方が

- ① 午前6:00までに開通したとき「朝の時間」「0時限」目より授業を行います。
- ② 午前8:00までに開通したとき3時限目より授業を行います。
- ③ 午前10:00までに開通したとき5時限目より授業を行います。

(3) 他の交通機関が不通の場合で登校に支障があるときは、無理な登校は避けて下さい。この場合は学校へ保護者の方が連絡をして下さい。後日書面による届け出をすることで事実確認のうえ、出欠に関しては考慮します。

以上